

## 愛知県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要領

(目的)

第1 愛知県福祉サービス第三者評価機関の評価業務の実施要領を次のように定める。

(契約書)

第2 愛知県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要綱(以下「実施要綱」という。)

第3条第2項に規定する「契約書」には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価項目及び手法
- (4) 評価調査者
- (5) 契約金額及び支払い
- (6) 評価機関の義務
- (7) 受審事業者の義務
- (8) 公表及び愛知県福祉サービス第三者評価推進センターへの報告
- (9) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (10) 契約の変更及び解除
- (11) 損害賠償及び苦情対応

(書面調査)

第3 実施要綱第4条第2項に規定する「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要(施設概要)
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び附属書類
- (5) 事業報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 組織図(事務分掌表)

第4 実施要綱第5条第2項に規定する「利用者調査」とは、事業所のサービス種別の特色に応じて、別途提示する方法及び項目により、事前に事業者と協議のうえ決めるものとする。

附則

この要領は、平成25年3月14日に施行し、平成24年4月1日から適用する。